

## 第 389 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 389 回三木市議会定例会（令和 7 年 8 月 29 日開会）に提出する議案 23 件（条例関係 7 件、補正予算関係 6 件、決算の認定関係 7 件、その他 3 件）の概要は、次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 45 号議案 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について(デジタル推進課)

##### ア 改正理由

システム標準化により実装される「住登外者宛名番号管理機能」をデジタル庁が個人番号を独自に利用する事務として整理する見解を示したことに伴い、この個人番号を独自に利用する事務及び当該事務における他業務との連携を実施する場合には、条例の定めが必要であることから、三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行う。

##### イ 改正内容

- (ア) 別表第 1 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する
- (イ) 別表第 2 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する
- (ウ) 別表第 3 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する

##### ウ 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

#### (2) 第 46 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務課)

##### ア 改正理由

人事院規則の一部改正に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するため。

##### イ 改正内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の措置を講じる規定を加える。

- (ア) 職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合、次の措置を講じる。

- a 仕事と育児の出生時の両立支援制度等に関する情報の提供
  - b 仕事と育児の出生時の両立支援制度等の利用に係る意思確認のための措置
  - c 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
  - d cにより意向を確認した事項への配慮
- (イ) 3歳に満たない子を養育する職員に対して、次の措置を講じる。
- a 仕事と育児の育児期の両立支援制度等に関する情報の提供
  - b 仕事と育児の育児期の両立支援制度等の利用に係る意思確認のための措置
  - c その子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
  - d cにより意向を確認した事項への配慮

ウ 施行期日

令和7年10月1日

**(3) 第47号議案 職員の育児休業等に関する条例及び企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務課、水道業務課)**

ア 改正理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 職員の育児休業等に関する条例

育児部分休業の取得形態について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号部分休業」とし、新たに「第2号部分休業」として「1年につき10日を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部または全部の時間を取得できる部分休業」を加えるほか、給与の取扱いについて規定を整理する。

(イ) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

育児部分休業等の取得者に係る給与の取扱いについて規定を整理する。

ウ 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

**(4) 第 48 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)**

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除（特定親族特別控除）を導入する。

(イ) 市たばこ税関係

a 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している加熱式たばこに係る課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みとする。

(ウ) その他

a 公示送達制度の見直し

公示事項について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとる。

ウ 施行期日

(ア) (2)イ(ア) 令和 8 年 1 月 1 日

(イ) (2)イ(イ) 令和 8 年 4 月 1 日

(ウ) (2)イ(ウ) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）  
附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

**(5) 第 49 号議案 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について(教育施設課)**

ア 改正理由

給食費については、毎年、学校給食審議会において審議することとしており、現行の給食費の額では、適正な給食を提供することが困難であると判断したことから、学校給食費の改定について諮問した。

学校給食審議会より、「食材費の価格高騰が続く中、三木市学校給食摂取基準を満たしつつ、食育を推進し、児童生徒にとって魅力的な学校給食にするため、給食費を改定することが妥当である」との答申を受けたことから、三

本市学校給食費徴収条例の一部を改正する。

イ 改正内容

三木市学校給食費徴収条例第4条の規定による学校給食費の額を次のように改正する。

区 分	改定前(月額)	改定後(月額)
小学校及び特別支援学校	4,575 円	5,620 円
中学校	4,790 円	5,920 円
幼稚園	4,190 円	5,120 円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

**(6) 第50号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について(市民課)**

ア 改正理由

電気通信事業法の改正により、条例において引用する同法の号が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

電気通信事業法の改正に伴う号ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日

**(7) 第51号議案 三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(水道業務課、下水道課)**

ア 改正理由

地方自治法の改正により、条例において引用する同法の条項が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方自治法の改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律の施行の日

**2 補正予算関係 【別添「令和7年度9月補正予算(案)の概要」参照】**

(1) 第52号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算(第3号)

(2) 第53号議案 令和7年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- (3) 第 54 号議案 令和 7 年度三木市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- (4) 第 55 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)
- (5) 第 56 号議案 令和 7 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第 2 号)
- (6) 第 57 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

### 3 決算の認定関係 【別添「令和 6 年度決算見込の概要」参照】

- (1) 第 58 号議案 令和 6 年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第 59 号議案 令和 6 年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第 60 号議案 令和 6 年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第 61 号議案 令和 6 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第 62 号議案 令和 6 年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第 63 号議案 令和 6 年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 第 64 号議案 令和 6 年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

### 4 その他

#### (1) 第 65 号議案 工事請負契約の締結について（経営管理課）

公共施設照明 LED 化業務に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

#### (2) 第 66 号議案 工事請負契約の締結について（生涯学習課）

市立緑が丘町公民館大規模改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

#### (3) 第 67 号議案 損害賠償の額の決定について（下水道課）

公共下水道の管理瑕疵による事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。